

## ひとり親世帯就労促進費に関する質疑への回答

### 【就労の要件等について】

問1 就労収入が低額である者（例えば5,000円）についても、ひとり親世帯就労促進費（以下「就労促進費」という。）を給付するのか。

（回 答）

お見込みのとおり。

問2 要件となる就労収入の額は必要経費等控除前の総収入額としてよろしいか。

（回 答）

お見込みのとおり。

問3 収入認定を平均3か月で行っている場合（例えば2月；2.5万円、3月；4万円、4月；2.5万円、3か月平均；3万円の場合）、3か月平均の収入認定額に基づき給付すべきか、各月での就労収入により認定するのか。

（回 答）

3か月平均で収入認定を行っている場合、3か月平均の収入認定額に応じた就労促進費を認定すること。

問4 収入認定を平均3か月で行っている場合等であって、事後に実際の就労収入額により収入認定額を遡及変更する場合、就労促進費も変更する必要があるか。

（回 答）

お見込みのとおり。

問5 月途中で就労を開始した場合や月途中で保護廃止となった場合、就労促進費を日割りして計上するのか。

(回 答)

ひとり親世帯就労促進費は、要件を満たせば定額で給付するものであり、日割りの計上は行わない。

問6 常用雇用されている者が傷病のため、数ヶ月休職する場合、就労収入がないため、その間は対象とならないものと解してよいか。(休業補償等が支給されても、就労収入ではないため給付の対象外としてよいか)

(回 答)

お見込みのとおり。

#### 【職業訓練等について】

問7 職業訓練が1回のみで開催で終了する場合も給付の対象となるか。  
(例えば、就労意欲の喚起を目的としたセミナー等)

(回 答)

1回のみ開催されるセミナー等への参加であっても、当該世帯の自立助長に効果的として認められる場合には給付の対象として差し支えない。

問8 職業訓練等に参加する場合、就労促進費の認定開始をどのように判断すべきか。(例えば自立支援プログラムの場合、①本人の同意を得た日、②福祉事務所がプログラムの参加を認めた日、③プログラムの取組みを開始した日等のうち、どれをもって認定開始とするのか)

(回 答)

被保護者が実際に職業訓練等の就労へ向けた具体的な活動を行った日が属する月を対象として認定されたい。

問9 職業訓練等に参加しているとして就労促進費を給付されていた被保護者が、その後の参加状況が著しく低調となり、当該世帯の自立助長に効果的でないと認められる場合、実施機関の判断により就労促進費の給付をしないことは可能か。

(回 答)

- 1 職業訓練等に取り組んでいる場合、当該世帯の自立助長に効果的であると実施機関が認めた場合を給付の要件としている。
- 2 そのため、実施機関が要件を満たさないと判断した場合には、給付しないこととなる。

問10 同一の月に就労と職業訓練が行われた場合、高い方の額を認定するということがよいか。

(回 答)

お見込みのとおり。

【給付対象について】

問11 同一世帯に母子加算が認定されている者が複数いる場合、それぞれが就労促進費の給付要件を満たせば、それぞれに給付してよいか。

(回 答)

お見込みのとおり。

【他の加算等との併給】

問12 母子加算と障害者加算の要件を共に満たし、重複調整により障害者加算が給付されていた場合、障害者加算と就労促進費の併給調整は行わないのか。

(回 答)

併給調整は行わないものである。

問13 問12の事例により、母子加算の2人目以降の分のみ認定されている場合、実際に認定される母子加算の額と就労促進費の比較をして高い方の額を認定するというのでよいか。

(回 答)

お見込みのとおり。

問14 生業扶助と就労促進費を重複して認定してよいか。

(回 答)

生業扶助と重複認定してよい。

【63条・78条との関係】

問15 やむを得ない理由により、就労していた事実が事後になって判明した場合、生活保護法第63条による保護費の返還と合わせて、未支給となった就労促進費について追加支給することとして差し支えないか。

(回 答)

お見込みのとおり。

問16 就労収入の申告を故意に怠り、生活保護法第78条を適用する事例の場合、不正受給していた期間の就労促進費は給付するのか。

(回 答)

生活保護法第78条を適用する事例の場合、不正受給していた期間の就労促進費を給付する必要はない。

【平成19年3月6日（火）生活保護関係全国係長会議 追加資料】  
「介護扶助と障害者自立支援法に基づく自立支援給付との適用関係等について」（案）

新 通 知	(参考)平成12年3月31日付課長通知
<p>第1 介護扶助と自立支援給付との適用関係</p> <p>1 介護保険の被保険者に係る介護扶助と自立支援給付との適用関係</p> <p>介護保険の被保険者に係る介護扶助（法第15条の2第1項第1号に規定する居宅介護（居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。）及び法第15条の2第1項第5号に規定する介護予防（介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）に係るものに限る。以下同じ。）と自立支援給付のうち介護給付費等（障害者自立支援法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）との適用関係については、<u>障害者自立支援法第7条及び「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月 日障発第 号、障障発第 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、同障害福祉課長連名通知）の規定に基づく介護保険給付と介護給付費等との適用関係と同様、介護保険給付及び介護扶助が介護給付費等に優先するものであること。</u></p> <p>ただし、介護保険制度における居宅介護サービスのうち訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション（医療機関により行われるものに限る。）並びに介護予防サービスのうち、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（医療機関により行われるものに限る。）に係るものの自己負担相当額については、自立支援医療（更生医療）の給付を受けることができる場合には、<u>自立支援医療（更生医療）が介護扶助に優先して給付されることとなるので留意すること。</u></p> <p>2 40歳以上65歳未満の医療保険未加入者であって、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態にある被保護者（以下「被保険者以外の者」という。）に係る介護扶助と介護給付費及び市町村地域生活支援事業における訪問入浴サービスの給付との適用関係</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>被保険者以外の者に係る介護扶助と介護給付費等（市町村地域生活支援事業における訪問入浴サービスを含む。以下同じ。）との適用関係については、補足性の原理により、<u>介護給付費等が介護扶助に優先されるものであること。</u></p> <p>したがって、介護扶助の給付は、要介護（要支援）状態に応じた<u>介護サービス</u>に係る支給限度基準額（以下「支給限度額」という。）を限度として、<u>介護給付費</u>等で賄うことができない不足分について行うものであること。</p>	<p>第1 介護扶助と障害者施策との適用関係</p> <p>1 介護保険の被保険者に係る介護扶助と障害者施策との適用関係</p> <p>介護保険の被保険者に係る介護扶助（法第15条の2第1項第1号に規定する居宅介護（居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。）及び法第15条の2第1項第5号に規定する介護予防（介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）に係るものに限る。以下同じ。）と障害者施策との適用関係については、<u>「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」（平成12年3月24日障企第16号、障障第8号厚生省大官房障害保健福祉部企画課長、同障害福祉課長連名通知）において定める介護保険制度と障害者施策との適用関係と同様、介護保険及び介護扶助が障害者施策に優先するものであること。</u></p> <p>ただし、介護保険制度における居宅介護サービスのうち訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション（医療機関により行われるものに限る。）並びに介護予防サービスのうち、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（医療機関により行われるものに限る。）に係るものの自己負担相当額については、<u>障害者自立支援法第5条第18項に規定する自立支援医療（更生医療）が介護扶助に優先して給付されることとなるため、更生医療の給付を受けることができる場合にはその限りにおいて介護扶助は適用されない</u>ので留意すること。</p> <p>2 40歳以上65歳未満の医療保険未加入者であって、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態にある被保護者（以下「被保険者以外の者」という。）に係る介護扶助と障害者施策との適用関係</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>被保険者以外の者に係る介護扶助と障害者施策との適用関係については、補足性の原理により、<u>障害者施策が介護扶助に優先されるものであること。</u></p> <p>したがって、介護扶助の給付は、要介護（支援）状態に応じた<u>居宅介護サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護及び認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）</u>並びに介護予</p>

防サービス（介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与及び介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）に係る支給限度基準額（以下「支給限度額」という。）を限度として、障害者施策で賄うことができない不足分について行うものであること。

ただし、障害者施策のうち特定のサービスについて活用し得る余地がある場合であっても、サービス利用計画上、必要な水準まで利用されていれば、同内容のサービスを除いて、介護扶助が行われるものであること。

(2) 介護扶助による居宅サービス及び介護予防サービスの種類と障害者施策との適用関係について

ア 介護扶助による訪問介護及び介護予防訪問介護と障害者自立支援法による居宅介護（以下「障害者居宅介護」という。）との適用関係について

原則として、障害者居宅介護の活用を最大限図ったうえで、なお、不足する分について支給限度額を限度として介護扶助による訪問介護を給付することができるものであること。

ただし、障害者居宅介護における外出介護については、介護保険及び介護扶助による訪問介護及び介護予防訪問介護と異なる目的と効果をもつことから、介護扶助による訪問通所サービス及び介護予防訪問通所サービスに相当する障害者施策として取扱わないこと。

イ 介護扶助による訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護と障害者施策による訪問入浴サービスとの適用関係について

原則として、障害者施策による訪問入浴サービスの活用を最大限図ったうえで、なお、不足する分について支給限度額を限度として介護扶助による訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護を給付することができるものであること。

ウ 介護扶助による短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護と障害者自立支援法による短期入所（以下「障害者短期入所」という。）との適用関係について

原則として、障害者短期入所の活用を最大限図ったうえで、なお、不足する分について支給限度額を限度として介護扶助による短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を給付することができるものであること。

エ 介護扶助による通所介護及び介護予防通所介護と障害者デイサービスとの適用関係について

原則として、障害者デイサービスの活用を図ったうえで、なお、不足する分について支給限度額を限度として介護扶助による通所介護及び介護予防通所介護を給付することができるものであること。

ただし、障害者デイサービスにあつては、社会適応訓練、創作的活動、社会適応訓練及び文化的活動といった介護扶助と異なる固有の目的と機能を有するサービスを提供していることから、その内容を勘案し、介護扶助による通所介護及び介護予防通所介護に相当するものとして取り扱うことが適当でない認められる場合には、当該障害者デイサービスの活用とは別に介護扶助を行うことができること。

(2) 介護給付費等の受給が可能な者に係る介護扶助給付上限額の算定について

ア 被保険者以外の者であって、介護給付費等の受給が可能な者から介護扶助の申請があった場合、介護給付費等の支給決定を受けているか確認するとともに、サービスの利用に係る申請が行われていない場合については、利用申請を行うよう指導すること。

イ 介護給付費等の支給決定を受けている場合、当該介護給付費の支給決定を受けて利用する障害福祉サービスについて、

①相当するサービスが介護保険給付により利用可能なものであるか、

②障害者固有のサービス等であるか

について、介護給付費等の支給決定事務担当と連携した上で、把握すること。

ウ 当該者に係る支給限度額から、次に掲げる各号の合計額を控除した額を、介護扶助の給付上限額とすること。

①上記イの①に該当するサービスに係る介護給付費等の額

②市町村地域生活支援事業における訪問入浴サービスを受給した場合

要介護者 1回当たり 12,500円

要支援者 1回当たり 8,540円

(3) 介護扶助の決定にあたっての留意事項

ア 上記(2)により算定した給付上限額の範囲において介護扶助の申請が行われた場合であっても、介護扶助として申請のあったサービスについて、介護給付費等により利用が可能と判断される場合には、介護給付費等の支給決定事務担当及び居宅介護支援事業者等との調整を行った上で、介護給付費等の活用を図ること。

イ 常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い障害者などに係る介護扶助の決定にあたり、上記(2)のウの算定方法によっては、介護給付費等により提供されない訪問看護等の必要なサービスが確保できないと認められる場合については、上記(2)のウの算定方法によらず、介護扶助の支給限度額の範囲内を上限として、必要最小限度のサービスについて介護扶助により給付を行って差し支えないこと。

オ 介護扶助による福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与と障害者施策による補装具の給付等との適用関係について

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第93号)について、身体障害者福祉法第18条第2項又は知的障害者福祉法第15条の3第2項の規定に基づく日常生活用具若しくは身体障害者福祉法第20条第1項の規定に基づく補装具の給付の活用が図られる場合には、当該給付では満たされない需要について介護扶助による福祉用具貸与を行うことができること。

ただし、当該給付が行われた場合においても、支給限度額には影響はないこと。

カ 介護扶助による住宅改修と障害者施策による住宅改修との適用関係について

障害者施策による住宅改修を行ったうえで、なお、不足する分について支給限度額を限度として介護扶助による住宅改修又は介護予防住宅改修を給付することができるものであること。

(3) 障害者施策を受給した場合の介護扶助の上限額の算定について

障害者施策を受給した場合の居宅介護サービス又は介護予防サービスに係る介護扶助については、支給限度額から以下に掲げる各号の合計額を控除した額を上限として行うことができること。

ア 障害者居宅介護(2の(2)のアのただし書に該当するサービスを除く。)、障害者短期入所並びに障害者デイサービス(2の(2)のエのただし書に該当するサービスを除く。)を受給した場合は、介護給付費等の合計額(ただし、全身性障害者に提供される障害者居宅介護(2の(2)のアのただし書に該当するサービスを除く。)については、支給限度額内でケアプランを作成する場合の訪問介護又は介護予防訪問介護に相当する当該サービスに要する費用が支給限度額のおおむね5割を超える場合は当該額)

イ 障害者施策による訪問入浴サービスを受給した場合は、1回当たり12,500円

3 介護扶助による福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与と自立支援法による補装具費及び市町村地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業との適用関係について

被保険者以外の者に係る福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与と補装具費及び日常生活用具給付等事業の適用関係については、2の(1)の取扱いと同様、補装具費及び日常生活用具給付等事業が介護扶助に優先されるものであること。

第2 他人介護料の算定の考え方について

1 基本的取扱い

他人介護料の算定は、在宅の被保護者が、介護保険給付、介護扶助及び介護給付費等によるサービスを利用可能限度まで利用し、それでもなお、介護需要が満たされない場合において、家族以外の者から介護を受けることを支援するために行うものであること。

そのため、次のいずれかに該当する場合には、他人介護料を算定してはならないこと。

(1)要介護認定、障害程度区分の認定を受けていない場合

(2)上記の認定は受けているが、介護保険給付、介護扶助、介護給付費等により活用可能なサービスを最大限利用していない場合

2 夜間の取扱いについて

夜間（早朝、深夜を含む。以下同じ。）における他人介護料の取扱いについては、夜間対応型訪問介護など、介護保険給付又は介護給付費等により夜間におけるサービスが提供されている地域においては、当該サービスの活用を図るものとし、当該サービスの利用により夜間の介護需要を満たすことができると認められる場合には、算定を行わないこと。

第2 他人介護料の算定の考え方について

1 基本的取扱い

他人介護料の算定は、在宅の被保護者が、第1の取扱いに沿って、介護保険、介護扶助及び障害者施策による居宅介護を利用可能限度まで利用し、それでもなお、介護需要が満たされない場合において、家族以外の者から介護を受けることを支援するために行うものであること。

そのため、次のいずれかに該当する場合には、他人介護料を算定してはならないこと。

(1) 被保険者

ア 要介護認定を受けていない場合

イ 要介護認定は受けているが、支給限度額まで利用していない場合（全身性障害者については、活用し得る障害者施策による居宅介護を活用していない場合を含む。）

(2) 被保険者以外の者

ア 要介護認定（市町村等に委託して行う要介護状態等の審査判定をいう。この項以下同じ。）を受けていない場合

イ 要介護認定は受けているが、活用し得る障害者施策による居宅介護及び介護扶助のサービス水準の合計が、支給限度額に相当する水準に至っていない場合

なお、介護保険及び介護扶助が適用となった場合においても、障害者の従前の障害者施策等による居宅介護の水準以上を確保できるよう、障害関係部局と十分調整すること。

2 夜間の取扱いについて

夜間（早朝、深夜を含む。以下同じ。）における他人介護料の取扱いについては、介護保険又は障害者施策により夜間の巡回型訪問介護サービスが提供されている地域においては、当該サービスの活用を図るものとし、当該サービスの利用により夜間の介護需要を満たすことができると認められる場合には、算定を行わないこと。